

金融商品販売に関する勧誘方針

当社および当社と連携するすべての個人代理店※（「以下、当社グループといたします」）は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社および当社グループの勧誘方針を次のとおり定め、適正な金融商品の販売活動に努めてまいります。

※個人代理店とは、保険会社・当社と三者で代理店委託契約を締結し、当社と分担・共同して代理店業務を行う代理店を指します。

1. 法令等を遵守し、適切な勧誘を行います。

- 保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律およびその他の関係法令等を遵守し、保険その他の金融商品の適正な販売に努めてまいります。
- お客さまへの勧誘を適切に行うために必要な社内の管理態勢を整備するとともに、役員および従業員、当社グループに対して十分なコンプライアンス教育を行います。
- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。

2. お客さまのご意向と実情に応じた勧誘に努めてまいります。

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および加入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

3. お客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めてまいります。

- お客さまからのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めてまいります。
- 保険金等のご請求手続きにあたりましては、迅速・適切・丁寧な対応に努めてまいります。
- お客さまのご意見・ご要望等を、商品の開発・販売活動に活かしてまいります。